

Working Papers

東京 2020 大会に向けたイベント民泊の可能性

～一時的な宿泊需要への対応の中で、いかにホームシェアリングの芽を育てるか～

2019年12月10日

みずほ総合研究所

<目次>

はじめに	1
(1) 足元の訪日外国人の状況.....	1
(2) ラグビーワールドカップ 2019 開催地における民泊等の運営状況	2
(3) 東京 2020 における宿泊施設需給の「調整弁」の必要性.....	3
1. イベント民泊とは.....	4
(1) イベント民泊の制度概要.....	4
(2) イベント民泊の業務・作業フロー	5
2. イベント民泊の開催実績.....	7
(1) イベント民泊の開催実績.....	7
(2) 一時的な宿泊需要とイベント民泊の実態	8
(3) イベント民泊のポテンシャルを引き出すために	10
3. イベント民泊の課題とその解決に資する取り組み	11
(1) 東京 2020 に向けたイベント民泊の課題	11
(2) 課題解決のヒント：熊本県による「イベントホームステイ」	12
(3) 課題解決のヒント：千葉市による「シェアリングエコノミー推進事業」	15
(4) 課題解決のヒント：神戸市による「農村ホームステイ」	17
おわりに～イベントの機会を中長期的な観光振興に活かすために	20

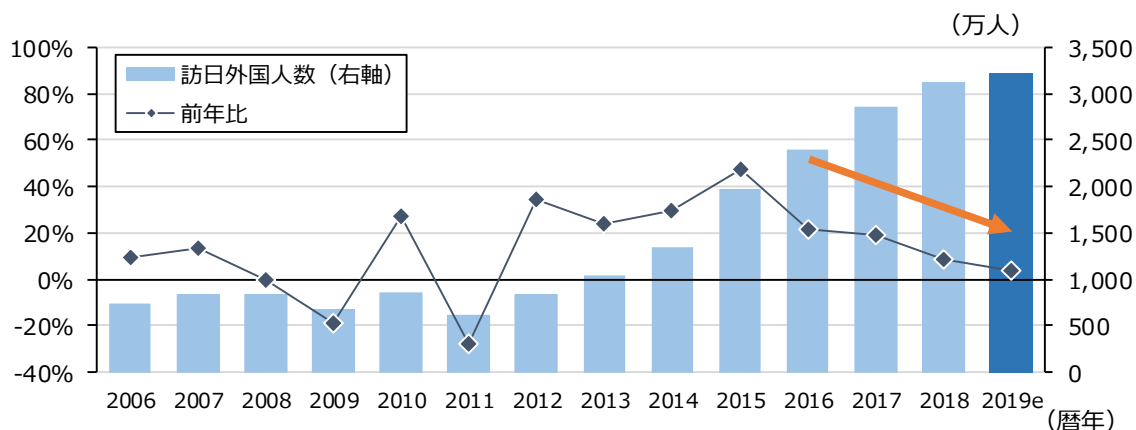
はじめに

はじめに、足元の訪日外国人数の状況と、ラグビーワールドカップ 2019 開催時の民泊等の運営状況について確認したうえで、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックにおける宿泊施設の需給調整の必要性について考えたい。

(1) 足元の訪日外国人の状況

日本政府観光局によると、2019 年 10 月の訪日外客数は前年同月比▲5.5%の 249.7 万人となった。1 月から 10 月の累積では、前年同期比+3.1%の 2,691.4 万人とプラス基調を維持しているものの、足元の増加ペースは、2012 年から 2017 年にかけての期間と比較すると目に見えて鈍化している（図表 1）。

【図表 1：訪日外客数の推移】



(注) 2019 年の数値は 1 月から 10 月までの累積から通年分を推計したもの
出所：日本政府観光局 (JNTO) よりみずほ総合研究所作成

もっとも、国籍別で見ると、足元の減速の主因はシェアが大きい韓国客の減少であり、その他の主要国の訪日外客数はむしろ持ち直していることが分かる（次頁・図表 2）。フィリピン、ベトナム、シンガポール、タイ等の東南アジア諸国が堅調であることに加え、英国、ロシア、フランスといったラグビーワールドカップ 2019 出場国についても急増している。例えば、同大会でイングランドが決勝進出を、ウェールズが準決勝進出を果たした英国の 2019 年 9 月～10 月の訪日外客数は、前年同期比+85.1%もの伸びを記録した。

足元の訪日外客数は、個別要因による下押し圧力こそあるものの、国際的なビッグイベントの開催等を背景に、増加基調を維持しているとみられる。我が国が「観光立国」を実現するためには、こうした機会を逃すことなく、観光需要を確りと取り込んでいく必要があることが改めて認識される。

【図表 2：国籍別の訪日外国人数】

	2018年 9月+10月	2019年 9月+10月	変化率 (%)	2018年 1月～10月	2019年 1月～10月	変化率 (%)
韓国	1,050,909	398,500	▲ 62.1	6,269,173	5,131,600	▲ 18.1
中国	1,367,995	1,549,700	13.3	7,163,696	8,133,200	13.5
台湾	708,775	789,900	11.4	4,069,563	4,150,200	2.0
香港	295,647	336,500	13.8	1,831,166	1,841,500	0.6
タイ	172,371	207,400	20.3	900,945	1,013,800	12.5
シンガポール	58,489	71,000	21.4	295,923	326,500	10.3
マレーシア	65,806	77,700	18.1	345,214	358,400	3.8
インドネシア	52,690	59,100	12.2	310,776	316,300	1.8
フィリピン	72,095	102,500	42.2	401,345	466,900	16.3
ベトナム	68,691	84,800	23.5	330,663	422,500	27.8
インド	27,046	29,800	10.2	130,492	149,300	14.4
豪州	96,061	112,100	16.7	448,992	500,800	11.5
米国	248,614	280,600	12.9	1,272,551	1,430,400	12.4
カナダ	56,853	66,200	16.4	274,830	306,800	11.6
英国	63,754	118,000	85.1	283,674	358,800	26.5
フランス	54,463	66,000	21.2	265,110	291,800	10.1
ドイツ	44,870	49,100	9.4	184,326	203,400	10.3
イタリア	27,337	28,100	2.8	129,497	139,200	7.5
ロシア	18,333	24,800	35.3	79,245	98,100	23.8
スペイン	24,656	25,200	2.2	104,069	112,400	8.0
その他	224,750	292,500	30.1	1,018,079	1,162,500	14.2
総数	4,800,205	4,769,500	▲ 0.6	26,109,329	26,914,400	3.1

(注) 変化率が前年同期比+20%以上のものを橙色で記載

出所：日本政府観光局（JNTO）よりみずほ総合研究所作成

(2) ラグビーワールドカップ 2019 開催地における民泊等の運営状況

ラグビーワールドカップ 2019 の開催地における宿泊需要の増加は、同地域の民泊等の運営にも大きな恩恵をもたらしていた模様である。

次頁・図表 3 は、同大会期間中に、主な開催地において民泊プラットフォーム Airbnb を通じて民泊等¹を利用したゲスト数と、同ホスト（施設提供者）収益の伸びを示したものである。

全体のゲスト数は、前年同期比+110.0%と大幅に増加した。開催地別では、熊本県が同+176.5%と最も大きく伸び、大阪市（同+133.1%）、神戸市（同+130.4%）、静岡県（同+115.8%）と続く。

全体のホスト収益も同+108.5%と大きく伸びた。特に、熊本県（同+235.7%）、豊田市（同+199.9%）、大分県（同+175.0%）等では、ホスト収入の伸びがゲスト数の伸びを大幅に上回っていた。都市部と比較して宿泊施設が少なく、需給がひっ迫し

¹ ここでの数値には、民泊の宿泊分に加え、旅館や簡易宿泊所の宿泊分も含まれている

やすい地域では、ホスト数の増加や、宿泊価格の上昇といった動きがより強く生じていたとみられる。

【図表 3：ラグビーワールドカップ 2019 期間中の民泊ゲスト数・ホスト収益の伸び】

開催地	ゲスト数 伸び率	ホスト収益 伸び率	開催地	ゲスト数 伸び率	ホスト収益 伸び率
東京都	103.0%	110.5%	横浜市	41.5%	59.2%
静岡県	115.8%	159.5%	豊田市	109.1%	199.9%
大分県	101.6%	175.0%	大阪市	133.1%	108.2%
熊本県	176.5%	235.7%	神戸市	130.4%	165.1%
札幌市	56.7%	74.6%	福岡市	85.2%	92.3%
			全体(※)	110.0%	108.5%

(注 1) 2018 年 9 月 20 日～同 11 月 2 日と、2019 年 9 月 20 日～同 11 月 2 日を比較したもの

(注 2) 全体の数値は釜石市と熊谷市の実績も含めて計算したもの

出所：Airbnb よりみずほ総合研究所作成

(3) 東京 2020 における宿泊施設需給の「調整弁」の必要性

2020 年 7 月 24 日には、いよいよ東京オリンピック・パラリンピック（以下、東京 2020）が開催される。期間中は、東京はもちろん、周辺自治体にも国内外から多くの観光客が訪れ、宿泊施設の需給がひっ迫する可能性がある。また「東京」の名を冠しつつも、開催地は広域に及んでおり、野球・ソフトボール（福島あづま球場）、自転車競技（富士スピードウェイ・伊豆ベロドローム）、サッカー（宮城スタジアム・茨城鹿島スタジアム等）、サーフィン（釣ヶ崎海岸サーフィンビーチ）等、「東京以外」で行われる種目も少なくない。

ラグビーワールドカップ 2019 では、キャンプ地における選手と住民の交流や、各会場におけるボランティアの献身的な活動等を通じて、日本式の「おもてなし」が世界から高い評価を受けた。東京 2020 に対する世界のスポーツファンの期待値も、一段と高まっていよう。「観光立国」を目指す我が国としては、こうした観光需要に確りと対応したうえで、そのさらなる拡大に向けた取組を進めていく必要がある。この観点において、イベント時における「宿泊施設の需給の調整弁」として設計された「イベント民泊」が果たす役割は小さくないはずである。

そこで、本稿ではイベント民泊の制度概要や過去の実績を振り返ったうえで、東京 2020 において同制度を活用するための課題を整理し、その解決のために有効な取組について、実際の事例を基に検討していくこととする。

1. イベント民泊とは

ここでは「イベント民泊」の制度概要、および業務・作業フローについて整理する。

(1) イベント民泊の制度概要

イベント民泊とは、イベント開催時に宿泊施設の不足が見込まれる地域において、一定の条件のもと、住宅宿泊事業法や旅館業法上の許可を得ずとも、当該地域の住民が「自宅での宿泊」を観光客に提供できるようにする制度である。2015年6月30日に閣議決定された規制改革実施計画において、地域活性化分野への対応の一環として、「小規模宿泊業のための規制緩和①（イベント等を実施する際の「民泊」における規制緩和）」という形で盛り込まれた。

ここでいう一定の条件とは、①年数回程度（1回当たり2～3日程度）のイベント開催時、②宿泊施設の不足が見込まれること、③イベント開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いもの、の3つである（図表4）。こうした条件を念頭に、当該イベント開催地の自治体がイベント民泊の実施判断を行う。

【図表4：イベント民泊の実施条件】

1. 年数回程度（1回当たり2～3日程度）のイベント開催時
— 「2～3日程度」はあくまで目安であり、3日以内でなければ認められないということではない
— 自治体は、イベント開催期間の前後の日を含めてイベント民泊実施期間と定めることができる
2. 宿泊施設の不足が見込まれること
— 自治体は、必ずしも精緻な調査を実施する必要はない
— 当該自治体およびその近隣自治体の宿泊施設の供給量、イベントへの遠方からの来場者数見込み、イベントと無関係な宿泊者数の見込み、さらに過去実績等から、「宿泊施設の不足が見込まれる」と合理的に判断できるのであれば、本要素は満たされる
3. イベント開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いもの
— 必ずしも自治体が主催している必要はなく、協賛、後援しているものも含まれる
— イベント民泊の実施について公共性が認められるのであれば、イベント自体が公共的なものである必要はない。対象となるイベントには、地域のお祭り、花火大会に限らず、国際会議や展示会等のビジネスイベント（MICE）、スポーツイベント、コンサート等の音楽イベント等も含まれる

出所：観光庁「イベント民泊ガイドライン」を基にみずほ総合研究所作成

留意点としては、宿泊が「反復継続（実施期間中に宿泊者の入れ替わりがある）」場合には、旅館業法の適用を受けることである。例えば、4日間の実施期間のうち、前半2日間と後半2日間とで、異なる観光客に宿泊してもらうことはできない。当該宿泊は、旅館業の「営業（社会性をもって継続反復されるもの）」には該当しないという前提を遵守する必要がある。ちなみに、旅館業法上の許可を得ないまま、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」を行った場合、6ヵ月以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処され、またはこれを併科されることとなる（旅館業法第10条）。

また、イベント民泊は、本来宿泊施設ではない「自宅」に宿泊させるものであることから、ホスト・ゲスト・近隣住民間のトラブル防止や、衛生面・治安面に関する事故防止の観点で十分な配慮が求められる。このため、各自治体の観光担当部署においては、旅館業法担当部署や、警察署・消防署等との密な連携が必要となる。なお、ここでいう「自宅」とは「個人が現に居住する施設」を指しており、実態が「空き家」であった場合等は、本制度の対象とすることができない。

(2) イベント民泊の業務・作業フロー

次頁・図表5は、イベント民泊を実施するうえで必要となる業務・作業について、自治体とホスト、それぞれの立場から整理したものである。

自治体については、大枠では、①自治体における意思決定、②自宅提供者の公募・審査・要請、③事前研修や注意事項の案内、④イベント期間中の対応、⑤イベント期間後の対応、という業務フローとなる。なお、観光庁の「イベント民泊ガイドライン」には、「自宅提供者への要請行為や、これに関連する業務については、当該イベントの実行委員会や、その他の第三者に委託することができます」とある。実際のところ、こうした業務の全てを自治体が単独で遂行するのは困難であり、仲介事業者や地域の協議会等と連携する例がほとんどである。

ホストについては、大枠では、①申込書の提出、②要請後の準備、③予約受付、⑤イベント期間中の対応、⑥イベント期間後の報告、という作業フローとなる。ゲストや第三者に損害が生じた場合にそれを補填できるよう、損害保険に加入することも推奨されている。一時的な自宅提供とはいえ、必要となる作業は相応に手間を要するものである。特にゲスト対応に関する事項（集客・予約管理・メッセージ対応等）については、ホストが単独で対応することは困難であり、各種専門の事業者等からサービスの提供を受けることが多い。

こうした手間に比して、十分な成果を期待できるかは、イベント民泊の「在り方」について考えていくうえで、重要な論点といえよう。前述の通り、対象となるイベントは、「年数回程度（1回当たり2～3日程度）」が目安であり、相応の手間をかける割には、期間が短く、頻度も低い。ホストにとって「ビジネス」として取り組むには、コストとリターンの面でバランスが良くない。裏を返せば、イベント民泊をホストにとって魅力的なものとするためには、作業負担の軽減を図るとともに、「交流の拡大」や「地域社会への貢献」、「将来的な事業の継続・発展の可能性」といったポイントについて訴求する必要がある。

【図表 5：イベント民泊に関する業務・作業フロー】

自治体（観光部署）	自宅提供者（ホスト）
① 自治体における意思決定	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設が不足するかを合理的に判断 ・ 旅館業法担当部署、警察署、消防署等の関係部署と事前相談 ・ イベント民泊活用について自治体として意思決定 	
② ホストの公募・審査・要請	① 申込書の提出
<ul style="list-style-type: none"> ・ HPや広報誌により、自宅提供者を公募 ・ 「募集要件」や「申込書」等の記載事項について関係部署と事前相談 ・ 提出された申込書を審査し、要請先を決定 ・ ホストに対する要請を個別に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体の公募案内に従い、自宅が旅行者の宿泊に適した施設であるかどうかを確認（A） ・ 必要に応じ、近隣住民や関係者と事前相談 ・ 大まかな構想（B）を練る ・ 問題がないことを確認の上、申込書を提出
③ 事前研修や注意事項の案内	② 要請後の準備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係部署と連携して、自宅提供者に対する研修や、HP・個別書面による注意事項の案内を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 留意事項等確認、理解のうえ、事前研修に参加 ・ 研修内容等を踏まえ、詳細な構想（C）を練る
④ イベント期間中の対応	③ 予約受付
<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情受付窓口を設け、関係部署と連携して、トラブル時に対応できる体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら、または仲介事業者を介して、ゲストの予約受付 ・ ゲストの氏名、住所、国籍、パスポート番号等確認
⑤ イベント期間後の対応	④ イベント期間中の対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ ホストに対するアンケート等を実施 ・ イベント民泊の実施状況を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ チェックイン・チェックアウトの際に本人確認 ・ トラブル時は速やかに自治体や警察に相談
	⑤ イベント期間後の報告
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体によるアンケートに協力 ・ イベント民泊の実施結果を報告

ホストにおける確認事項等
(A) 自宅が旅行者の宿泊に適した施設であるかどうかの確認
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅をゲストに貸し出す権限があるか（賃貸物件の場合、又貸しが禁止されていないか等） ・ シャワー、トイレ、洗面設備等が室内またはその付近にあり、清潔な環境が維持されているか ・ 清潔なリネンが提供できるか ・ 近隣住民や関係者に不利益が及ばないか ・ その他、自治体が定める募集要件を満たすか
(B) 大まかな構想
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅の提供方法（住戸全体か、一部の部屋のみ提供か。提供時に在宅するか等） ・ ゲストの本人確認、鍵の引渡しの方法 ・ ゲストの募集方法（仲介事業者を活用するかどうか等）
(C) 詳細な構想
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊料金等の契約条件 ・ ゲストの本人確認、鍵の引渡しの方法 ・ ゲストの募集方法 ・ 旅券の写し等の記録の保存方法 ・ 受入れ前に必要な清掃や衛生対策

出所：観光庁「イベント民泊ガイドライン」を基にみずほ総合研究所作成

2. イベント民泊の開催実績

ここでは、過去のイベント民泊の開催実績を振り返るとともに、同制度が直面している課題を抽出するため、代表的な事例を取り上げて分析する。

(1) イベント民泊の開催実績

観光庁によると、「平成29年7月10日より令和元年7月25日までの間に厚生労働省に報告のあった内容」及び「観光庁調べ」に基づくイベント民泊の開催実績は図表6の通りである。

【図表6：イベント民泊の開催実績】

No	イベント名	開催地	イベント開催時期	提供物件数	宿泊者数	延べ宿泊者数
1	コンサート・展示会	福岡県福岡市	平成27年12月17日 ～同12月28日	22	9	9
2	マラソン大会	静岡県島田市	平成28年10月29日 ～同10月30日	1	3	3
3	広島東洋カープ沖縄キャンプ2017	沖縄県沖縄市	平成29年2月23日 ～同2月26日	8	0	0
4	相馬野馬追	福島県南相馬市	平成29年7月28日 ～同7月31日	6	12	24
5	弘前ねぶたまつり	青森県弘前市	平成29年7月31日 ～同8月7日	5	11	12
6	五所川原立佞武多	青森県五所川原市	平成29年8月4日 ～同8月8日	1	2	4
7	グリーン・ツーリズムモニターツアー-夏期	福島県田村市	平成29年8月5日 ～同8月6日	3	13	13
8	徳島市阿波おどり	徳島県徳島市	平成29年8月11日 ～同8月16日	31	122	273
9	ツール・ド・東北2017	宮城県石巻市、 東松島市、登米市	平成29年9月15日 ～同9月18日	39	172	251
10	秋名アラセツ行事	鹿児島県龍郷町	平成29年9月25日 ～同9月27日	3	8	16
11	グリーン・ツーリズムモニターツアー-秋期	福島県田村市	平成29年10月21日 ～同10月22日	7	16	16
12	マラソン大会	静岡県島田市	平成29年10月28日 ～同10月29日	3	2	2
13	第27回ヨロロンマラソン	鹿児島県与論町	平成30年3月4日	4	20	39
14	春の高校伊那駅伝	長野県伊那市	平成30年3月24日 ～同3月25日	2	6	6
15	第10回四万十川桜マラソン大会	高知県高岡郡 四万十町	平成30年3月31日 ～同4月1日	13	20	20
16	弘前さくらまつり	青森県弘前市	平成30年4月21日 ～同5月6日	6	6	12
17	弘前ねぶたまつり	青森県弘前市	平成30年8月1日 ～同8月7日	7	17	25
18	伊那まつり	長野県伊那市	平成30年8月4日 ～同8月5日	10	40	不明
19	五所川原立佞武多	青森県 五所川原市	平成30年8月4日 ～同8月8日	1	5	10
21	熊野大花火大会	三重県熊野市	平成30年8月16日 ～同8月18日	10	64	72
22	西馬音内盆通り	秋田県雄勝郡 羽後町	平成30年8月17日 ～同8月18日	3	7	7

No	イベント名	開催地	イベント開催時期	提供物件数	宿泊者数	延べ宿泊者数
22	第92回全国花火競技大会「大曲の花火」	秋田県大仙市	平成30年8月25日 ～同8月26日	10	42	42
23	アサツツ満喫ツアー	鹿児島県 大島龍郷町	平成30年9月10日 ～同9月12日	1	3	6
24	ツール・ド・東北2018	宮城県 石巻市、東松島市	平成30年9月15日 ～同9月16日	22	87	115
25	刃物まつり	岐阜県関市	平成30年10月6日 ～同10月7日	9	4	6
26	第9回日本ジオパーク全国大会 アボイ岳（北海道様似町）大会	北海道様似郡 様似町	平成30年10月6日 ～同10月8日	1	5	8
27	サイクルフェスタ丸森2018	宮城県丸森町	平成30年10月7日	16	31	31
28	東北・宮城復興マラソン	宮城県亘理町	平成30年10月13日 ～同10月14日	8	12	12
29	四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル 第14回全国ジュニア自転車競技大会	三重県四日市市	平成30年10月27日 ～同10月28日	2	4	4
30	かまいし仙人峠マラソン大会	岩手県釜石市	平成30年10月27日 ～同10月29日	5	3	6
31	神流マウンテンラン&ウォーク	群馬県神流町	平成30年11月10日 ～同11月11日	27	105	105
32	名護・やんばるツーデーマーチ	沖縄県名護市	平成30年12月8日 ～同12月9日	10	0	0
33	奥能登子ども農山漁村交流 プロジェクトイベント	石川県輪島市 珠洲市、鳳珠郡穴水町 鳳珠郡能登町	令和元年5月30日 ～同5月31日	32	139	139
合計				328	990	1,288
1 イベント当たり平均				9.9	30.0	40.3

(注) 1 イベント当たり平均は、数値が不明の分を除いて計算
出所： 観光庁資料を基にみずほ総合研究所作成

33 の事例で合計して、提供物件数は 328 件、宿泊者数は 990 名にとどまった。1 イベント当たりの平均は提供物件数が 9.9 件、宿泊者数が 30.0 名であるが、事例ごとのばらつきは非常に大きい。比較的高い実績を収めた徳島市阿波おどり（8 番）、ツール・ド・東北（9 番・24 番）、神流マウンテンラン&ウォーク（31 番）、奥能登子ども農山漁村交流プロジェクトイベント（33 番）の 4 種・5 件で、全提供物件数の 5 割弱、全宿泊者数の 6 割強を占めている。

(2) 一時的な宿泊需要とイベント民泊の実態

もちろん、イベントの規模は様々であり、数字の大小を単純に比較するのは適切ではない。しかし、ここでの問題は、知名度が高いビッグイベントであっても、イベント民泊については限定的な規模に留まっている事例が多いことである。

例えば、弘前さくらまつり（16 番）は、「桜好き」や「城好き」にはもちろんのこと、一般的にも非常に高い知名度を誇るイベントである。例年、関東地方や東北地方を中心に全国から 200 万人以上の観光客が訪れるため、イベント期間中（4 月下旬～5 月上旬）における弘前市内の宿泊施設の需給は極めてひっ迫する。それにも

関わらず、2017年に実施されたイベント民泊は、提供物件数6件、宿泊者数6名（延べ12名）という実績に留まった。

当該イベント時の観光客の宿泊状況を確認するため、弘前市が実施したアンケート調査（平成28年度弘前市観光アンケート）の結果を取り上げたい。同市への観光客に対して「弘前市内に何泊するか」を尋ねたところ、全体の37.3%が「1泊」、同12.7%が「2泊」、同5.8%が「3泊以上」、同44.1%が「宿泊しない」と回答した。さらに当該結果を月別に分けると、弘前さくらまつりの開催時期と重なる4月においては、「宿泊しない」との回答割合が62.3%と顕著に大きかった（図表7）。

【図表7：弘前市内における月別宿泊日数と項目別消費額】

(n=1,711)

宿泊日数	回答数				回答に占めるシェア (%)			
	1泊	2泊	3泊以上	宿泊しない	1泊	2泊	3泊以上	宿泊しない
4月	278	79	40	656	26.4	7.5	3.8	62.3
5月	62	17	10	16	59.0	16.2	9.5	15.2
6月	39	18	3	12	54.2	25.0	4.2	16.7
7月	52	22	4	10	59.1	25.0	4.5	11.4
8月	79	37	22	26	48.2	22.6	13.4	15.9
9月	48	8	3	14	65.8	11.0	4.1	19.2
10月	22	13	4	8	46.8	27.7	8.5	17.0
11月	25	8	4	4	61.0	19.5	9.8	9.8
12月	14	4	7	3	50.0	14.3	25.0	10.7
1月	14	8	1	2	56.0	32.0	4.0	8.0
2月	6	4	2	3	40.0	26.7	13.3	20.0
合計	639	218	100	754	37.3	12.7	5.8	44.1

消費額	交通費	宿泊費	土産代	飲食費	入場料等	その他	合計
宿泊しなかった回答者	3,294	na	4,764	2,910	702	3,873	15,543
宿泊した回答者	10,156	14,270	6,897	8,073	1,407	6,203	47,006

（注）消費額は0円または回答なしを除いて平均を算出
出所：弘前市「平成28年度観光アンケート調査」を基にみずほ総合研究所作成

また、同調査によると「弘前市内での消費額（平均値）」は、「宿泊した回答者」が4.7万円、「宿泊しなかった回答者」が1.6万円と、宿泊の有無によって3倍程度の格差があった。宿泊費や飲食代だけでなく、交通費や土産代についても「宿泊した回答者」の消費額の方が相応に大きい。宿泊しなかった、もしくはできなかった観光客に宿泊施設を提供し、市内により長く滞在してもらうことができれば、その恩恵は、宿泊事業者のみならず、その他の様々な事業者にも広く波及する公算が大きい。

(3) イベント民泊のポテンシャルを引き出すために

もっとも、既存の宿泊施設にとって、繁忙期の宿泊需要を基準に、新たに施設を建設・増設するのは、繁忙期「以外」の稼働率が低下し、経営上のリスクとなり得るため困難である。その点に鑑みると、宿泊施設の需給の「調整弁」たり得るイベント民泊は、年間を通して宿泊需要の変動が大きい地域でこそ、活用余地の大きい制度といえる。

しかし、これまではほとんどの場合、大きな宿泊需要を生み出すイベントにおいてすら、イベント民泊の効果は限定的であった。全般に、十分なホスト数を確保できず、小さな規模に留まらざるを得なかった事例が多くみられる。こうした状況を改善するためには、同制度の意義や同制度が果たすべき役割について明確化したうえで、これに参加するメリットについて、潜在的なホストの「成り手」に対して確りと訴求する必要があるだろう。

東京 2020 という「一生涯に一度」クラスの超ビッグイベントの開催まで、残された時間はそう長くない。開催地とその周辺の住民・自治体にとって「一時的な宿泊需要増への対応」は重要な課題といえよう。しかしながら、その解決のために設計されたイベント民泊自体にも、有効に活用するためには取り組むべき課題が少なくない。そこで以下では、東京 2020 に向けたイベント民泊の課題を整理したうえで、その解決に資する取組について検討していくこととする。

3. イベント民泊の課題とその解決に資する取り組み

ここでは、東京 2020 においてイベント民泊を有効活用するための課題について、主に同制度の実施判断を行う自治体の目線から整理したうえで、各課題の解決に資する取り組みについて、実際の事例を基に検討する。

(1) 東京 2020 に向けたイベント民泊の課題

筆者は、東京 2020 に向けたイベント民泊の課題として、①ホストの成り手に対する効果的なアプローチ、②時間的制約を念頭においた工程計画の策定、③機会を捉えた地域観光資源の訴求、の 3 点が重要と考えている。それぞれの概要は次の通りである。

課題① ホストの成り手に対する効果的なアプローチ

何よりもまずはホストの「成り手不足」に対処する必要がある。しかし、前述の通り、イベント民泊は単体では「ビジネス」として成立し難く、ホストにとって経済的なメリットに乏しい。自宅の一部を他人に貸し出すことに対する不安も根強いとみられる。ホストの成り手にアプローチする際は、イベント民泊が「交流の拡大」や「地域社会への貢献」に繋がる点を訴求するとともに、実際の民泊ホストの活動を紹介する等して、各種の疑問点や不安の解消に努める必要がある。

課題② 時間的制約を念頭においた工程計画の策定

イベント民泊の実施に向けては、自治体による意思決定後、ホストとともに多くの工程をこなしていく必要がある（前掲・図表 5）。また、イベント観戦を目的とした観光客は通常、チケットと宿泊施設をセットで確保しようとするため、ホスト側としても早め早めの集客が必要となる。東京 2020 で同制度を有効に活用するためには、自治体としての実施判断を早々に行うとともに、2019 年度内に説明会の開催を目指すくらいスケジュール感が望ましい。こうした時間的制約を念頭において工程計画を策定するとともに、これを円滑に遂行するため、他の自治体とのノウハウ等の共有にも努める必要がある。

課題③ 機会を捉えた地域観光資源の訴求

イベント民泊自体は、あくまで「一時的」な宿泊施設の需給調整のための制度である。しかし、国内外から大きな注目が集まるチャンスを「中長期的」な観光振興に利用しない手はない。そのためには、当該イベントを「イベント以外」の地域観光資源も同時に訴求できる機会として位置付け、これを通じて、観光需要を継続的に取り込んでいくための枠組みを構築する必要がある。イベント民泊には、その過程における「導入部分」としての役割を果たすことが期待される。

以下では、こうした課題の解決に向けてのヒントとなる取組について、実際の事例に基づき取り上げていくこととする。

(2) 課題解決のヒント：熊本県による「イベントホームステイ」

課題① ホストの成り手に対する効果的なアプローチの解決のヒントとして、丁寧かつ効果的な情報発信により多数のホストを集めた熊本県の「イベントホームステイ」を取り上げたい。

【概要】

本事例は、2019年9月から10月にかけて開催された「ラグビーワールドカップ2019」と「祭りアイランド九州」の期間中の宿泊施設不足の緩和と、観光客による経済効果の創出、および地域住民と観光客の交流を促進し、地域活性化を目指すため、熊本県が実施を判断したものである。ラグビーワールドカップ2019の会場となった「熊本県総合運動公園陸上競技場」のある熊本市を中心に、宇土市、宇城市、御船町、嘉島町、益城町、合志市、菊陽町等から幅広くホストを募集した。

2019年6月28日に募集説明会を開始してからしばらくは、地域住民の反応はやや盛り上がりには欠ける印象であった。しかし、各種説明会を頻繁に開催して参加者の疑問点や不安の解消に努めたほか、副知事自ら参加するプレスイベントを実施する等、地元メディアを通じてイベント民泊の意義等について広く発信したことが功を奏し、同制度に対するポジティブな見方が徐々に広がっていった。

結果的に、宿泊施設提供数84件、宿泊者数188名（延べ237名）と、これまで国内で実施されたイベント民泊の中で、ホスト数は過去最大、ゲスト数は「徳島市阿波おどり」に次ぐ規模となった。なおゲスト数は、ラグビーワールドカップ2019が全国的なブームとなるに従って、イベント終盤にかけて増加した（図表8）。

【図表8：熊本県イベントホームステイの概要】

熊本県イベントホームステイ		担当部署：熊本県商工観光労働部観光物産課				
No	イベント	開催場所	開催時期	提供施設数	ゲスト数	延べゲスト数
①	祭りアイランド九州	熊本県中心部	2019年9月27日 ～9月30日	84件※	17人	19人
②	ラグビーワールドカップ フランス vs トンガ	熊本県民総合運動 公園陸上競技場	2019年10月5日 ～10月7日		72人	92人
③	ラグビーワールドカップ ウエールズ vs ウルグアイ		2019年10月12日 ～10月14日		99人	126人
合計					188人	237人

(注) 提供施設数は総数であり、一部イベントに参加しなかった施設の分も含む
出所：熊本県の資料等を基にみずほ総合研究所作成

【取組の特徴】

1) 頻繁な説明会の開催によるホストの成り手との「接点形成」

本事例では、説明会等を高い頻度で実施し、ホストの成り手との「接点」の形成に努めたことが、十分なホスト数の確保に繋がったとみられる。ホストに対する募集説明会は、まず6月28日～30日に、熊本市内の5ヵ所で行われた。その後、7月から8月にかけては、毎週木曜日の午前10時～11時に、熊本市中心部の運営事務局において「ミニ説明会」が行われた（合計9回）。時間的に都合が合わない参加希望者に対しては、夜間や土日等の個別説明会にも対応。8月24日には「熊本県×Airbnb イベントホームステイ合同説明会」が開催される等、募集締め切り（8月31日）の直前まで、ホスト活動に興味を持つ層への丁寧かつ熱心な対応が続いた。

2) メディアを通じた幅広い情報発信

ホストをより多く「開拓」するためには、メディアを通じた情報発信が有効な手段と考えられる。本事例では、主に地元のテレビ番組、ニュース、新聞記事、フリーペーパー等を通じて、イベント時の宿泊施設不足の見通しや、イベント民泊の意義・役割等についての情報が地域住民に幅広く発信された。地域における「生きがい作り」や「持続性向上」といったテーマには、地元メディアの関心も非常に高く、協力的な関係を構築しやすかったと考えられる。イベント後にホストに対して行われたアンケート調査によると、「イベント民泊の情報をどこで知りましたか？」という質問に対しては、46%が「新聞・テレビ・ラジオ」、17%が地元の「フリーペーパー」を選択した（次頁・図表9）。

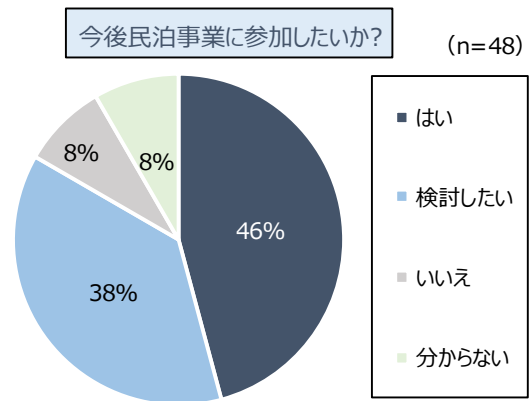
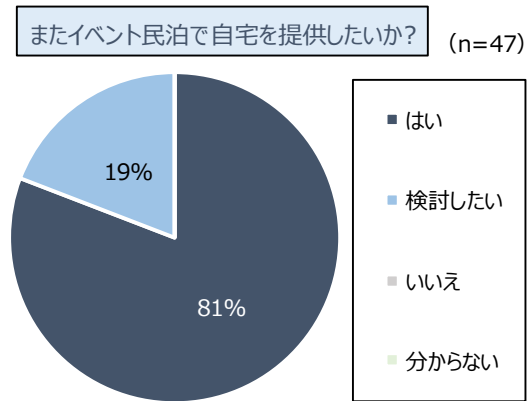
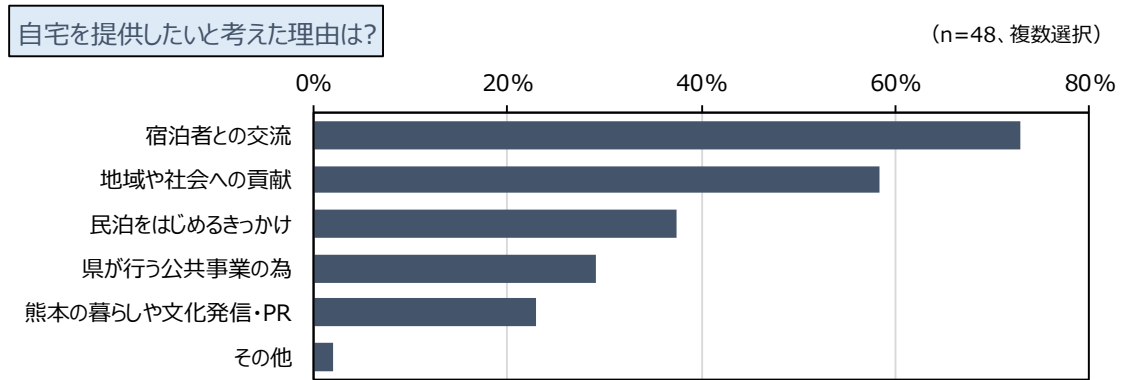
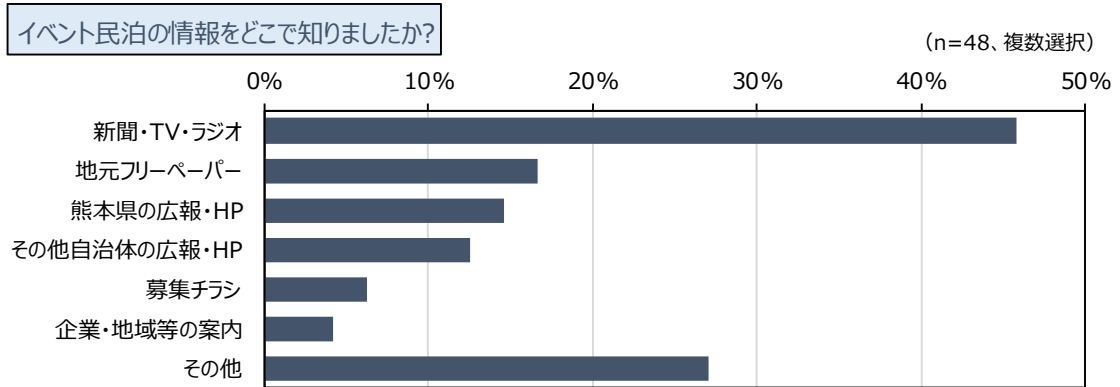
3) 潜在ホストの「知りたいこと」に沿ったアプローチ

いかに「接点形成」に努めても、そこで伝える内容がホストの成り手の興味・関心に沿っていなければ効果は薄い。その点、本事例では、説明会に現役の民泊ホストの話を直に聞けるコーナーを設けたり、地元のテレビ番組に民泊ホストと外国人ゲストの交流の様子を取り上げてもらったりする等、「実際のホストの活動」に重点を置いた情報発信が多くみられた。

ホスト希望者がどのような情報を求めているかは、前述のアンケートの結果にも表れている。「自宅を提供したいと考えた理由は？」との質問に対しては、全体の73%が「宿泊者との交流」を、58%が「地域や社会への貢献」を選択。「実例」に触れることで「交流拡大」や「地域貢献」に対する住民の意欲が喚起されたとみられる。

なお、実際にホスト活動を経験したことで、こうした意欲は一段と高まっている模様である。「またイベント民泊で自宅を提供したいか？」との質問には81%が「はい」、19%が「検討したい」と回答（「いいえ」は0%）。「今後、届出をして民泊事業に参加したいか？」との質問には46%が「はい」、38%が「検討したい」と回答した。

【図表 9：熊本県イベントホームステイのホストアンケート結果】



出所：熊本県の資料を基にみずほ総合研究所作成

(3) 課題解決のヒント：千葉市による「シェアリングエコノミー推進事業」

課題② 時間的制約を念頭においた工程計画の策定の解決のヒントとして、東京2020に向けた長期計画を策定し、業務遂行に係るノウハウの蓄積に努めている千葉市の「シェアリングエコノミー推進事業」を取り上げたい。

【概要】

千葉市は、東京2020を「オール千葉市」で迎えるおもてなしの一つとして、民泊やガイドサービスの提供による観光需要への対応や、多様な分野におけるシェアリングエコノミー²の活用を促進すべく、2018年12月から「シェアリングエコノミー推進事業」を開始し、各サービス提供者の育成を行っている。

2019年9月には、イベント民泊の「第一弾」として、「レッドブル・エアレース2019」と「東京ゲームショー2019」を対象としたホームシェアを実施した。提供施設数は13件、ゲスト受入件数は合計8件と数字的には伸び悩んだが、同市は、「第二弾」として「高円宮杯 JAL Presents フェンシングワールドカップ2019（2019年12月）」と「東京オートサロン（2020年1月）」を対象にイベント民泊を行い、東京2020に向けて、同制度を有効に活用するためのノウハウを着実に積み上げていく方針である。なお、東京2020では、同市の幕張メッセにおいて、フェンシング、レスリング、ゴールボール等の競技が実施される予定である。

【図表 10：千葉市イベント民泊の概要】

千葉市ホームシェア		担当部署：千葉市総合政策局総合政策部国家戦略特区推進課			
No	イベント	開催場所	開催時期	提供施設数	ゲスト受入件数
①	レッドブル・エアレース千葉2019	千葉県立幕張海浜公園 (千葉市美浜区)	2019年9月6日 ～同9月9日	13件	3件
②	東京ゲームショー2019	幕張メッセ (千葉市美浜区)	2019年9月11日 ～9月16日		5件
③	高円宮杯 JAL Presents フェンシングワールドカップ2019		2019年12月12日 ～同12月16日	実施予定 (19年12月10日現在)	
④	東京オートサロン2020		2020年1月9日 ～同1月13日		

出所：千葉市の資料等を基にみずほ総合研究所作成

【取組の特徴】

1) 複数年度にわたる計画の策定

千葉市は従来から、高度化・複雑化する地域課題の解決の一手法として、シェアリングエコノミーの積極的な活用を推進している。その流れの中で開始された「シ

² 個人等が所有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活動のこと

シェアリングエコノミー推進事業」は、事業期間が2018年12月～2021年3月と複数年度にわたっており、自治体による先導的な事業を継続的・安定的に支援するための地方創生推進交付金が活用されている。一時的な施策として扱われやすいイベント民泊についても、より大きな目的（シェアリングエコノミーの推進）を持つ事業の一環として位置付けることによって、会計年度に縛られることなく、長期的な計画の策定が可能となった。

2) 複数イベントで実施することによるノウハウの蓄積

千葉市は、様々なイベントを対象にイベント民泊を複数回実施することによって、同制度の遂行に係るノウハウを着実に積み上げている。この点、市内に幕張メッセ等の大規模イベント施設を持つ「強み」が十分に活かされているといえよう。

なお、イベント民泊に限らず、どのような取組に関しても、最初から全てが上手く運ぶことはほとんどない。成果目標を設定したうえでPDCAサイクルを確立し、必要に応じて改良を施していくことが重要である。

本事例についても、「第一弾」の数字こそ伸び悩んだものの、その要因を洗い出し、「第二弾」そして東京2020に向けて改善を図ることができる枠組みである点が注目される。例えば、「第一弾」において実務研修を受講済みのホストについては、その負担軽減のため、「第二弾」における同研修の受講が不要とされた。各種業務の効率化・簡素化により工程全体のリードタイムを短縮できれば、その分の時間を「おもてなし」の準備や、ゲストの集客といった本質的な活動に割くことができる。東京2020まで時間的余裕に乏しい中、イベント民泊の円滑な遂行に資するノウハウは、同制度の実施を検討する他の自治体にとっても貴重であると考えられる。

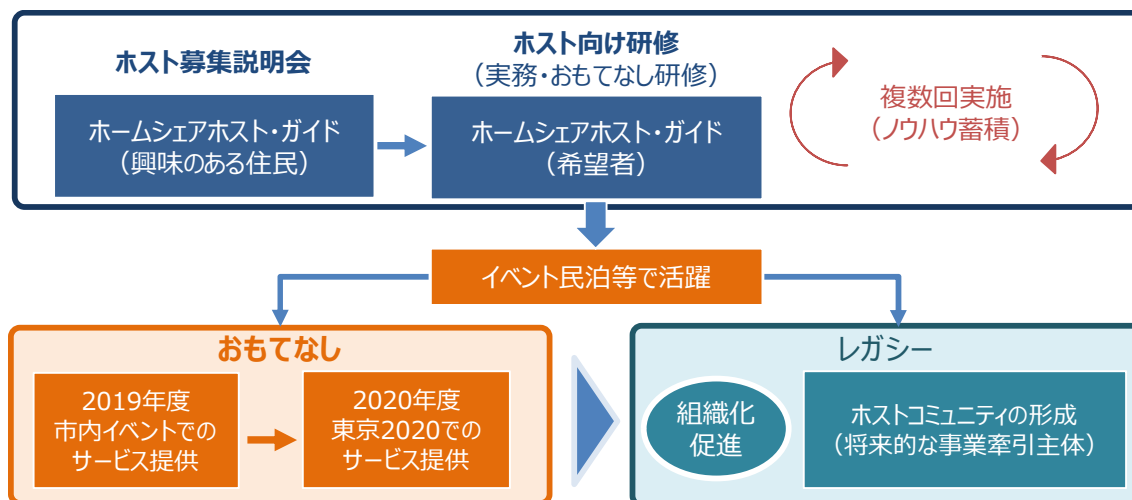
3) 住民による持続的発展を目指した取り組み

課題②に直接関係する内容ではないが、本事例における重要なポイントとして、イベント民泊後の「ビジョン」が明確であることについて取り上げたい。

千葉市は、「シェアリングエコノミー推進事業」の事業内容のひとつに、「本事業を通じ、将来的に本事業を牽引するサービス提供者の集合体(ホストコミュニティ)を設立し、事業終了後の持続的発展を目指す」ことを挙げている。すなわち、本事業の真のゴールは、東京2020そのものではなく、地域住民が主体的にシェアリングエコノミーを推進し、地域課題の解決に取り組む体制を構築することである。

この文脈の中で、今回のイベント民泊には「将来的な事業牽引主体」の組織化に向けた「導入部分」となることが求められている(次頁・図表11)。「第一弾」の後には、ホスト経験者とホスト活動に興味を持つ住民の交流の場となる「イベント民泊オープン交流会」が開催された。こうした取組は、イベント民泊の成果を「レガシー」として地域の持続的発展に活かすための試みとして評価されよう。

【図表 11：千葉市ホームシェア・ガイドサービスの全体像】



出所：千葉市の資料等を基にみずほ総合研究所作成

(4) 課題解決のヒント：神戸市による「農村ホームステイ」

課題③ 機会を捉えた地域観光資源の訴求の解決のヒントとして、ビッグイベント開催の機会を活かして、農村地域の魅力の発信に努めた神戸市の「農村ホームステイ」を取り上げたい。

【概要】

神戸市は、2019年9月から10月にかけて神戸市兵庫区で行われたラグビーワールドカップ2019に合わせ、同市が推進する「アグリーンバウンド推進事業」の一環として「農村ホームステイ」を実施した。

ホスト募集は、前述の2つの事例と異なり、かなりの絞ったかたちで行われた。対象となる住居は、同市北区・西区の農村地域のうち、1996年に制定された「人と自然の共生ゾーンの指定等に関する条例」における「共生ゾーン」内のものに限定された。ここでの共生ゾーンとは、「農村環境の整備等を図るべき区域」として、神戸市長によって指定された地域を指しており、いわゆる市街地は対象とならない。また、ホストには「農業体験や農村体験等が提供できること」という条件が設けられた。単に「寝泊り」のための場所を提供するだけでは、本事例の趣旨にそぐわないことが読み取れる。

これらの条件が設定されたことにより、本事例の提供施設数は合計8件にとどまった模様である（筆者調べ）。しかし、施設のラインナップとしては、神戸市登録文化財である築200年の茅葺き屋根の古民家が登録される等、同市の農村地域の魅力を十分にアピールするものとなった。

【図表 12：神戸市農村ホームステイの概要】

神戸市農村ホームステイ		担当部署：神戸市経済観光局農政部農水産課			
No	イベント	開催場所	開催時期	提供施設数	ゲスト数
①	ラグビーワールドカップ2019 イングランド vs アメリカ	神戸市御崎公園球技場 (神戸市兵庫区)	2019年9月25日 ～9月27日	8件	未公表
②	ラグビーワールドカップ2019 スコットランド vs サモア		2019年9月29日 ～10月1日		
③	ラグビーワールドカップ2019 アイルランド vs ロシア		2019年10月2日 ～10月4日		
④	ラグビーワールドカップ2019 南アフリカ vs カナダ		2019年10月7日 ～10月9日		

出所：各種報道等を基にみずほ総合研究所作成

【取組の特徴】

1) 機会を捉えた農村地域の「魅力」の訴求

神戸市といえば「ハイカラな港町」のイメージが強いが、六甲山の北側には、四方を穏やかな山並みに囲まれた豊かな農村地域が広がっている。三ノ宮駅から電車で30分程度と、市内中心部からの距離も近い。なお、同市北区には重要文化財を多く含む約700棟の茅葺き民家が現存しており（平成27年度調査）、貴重な文化遺産である農村歌舞伎舞台も点在している。

神戸市は従来から、こうした農村地域を「神戸の魅力」として位置づけ、農村で暮らしながら都市的な生活を送る「里山暮らし」や、同地域にインバウンド観光客を呼び込む「アグリンバウンド（農業観光）」を推進している。今回の農村ホームステイも、アグリンバウンド推進事業の一環として行われており、単に「宿泊施設の不足」への対応に留まらず、ビッグイベント開催を農村地域の観光振興に繋げるための施策であったと考えられる。

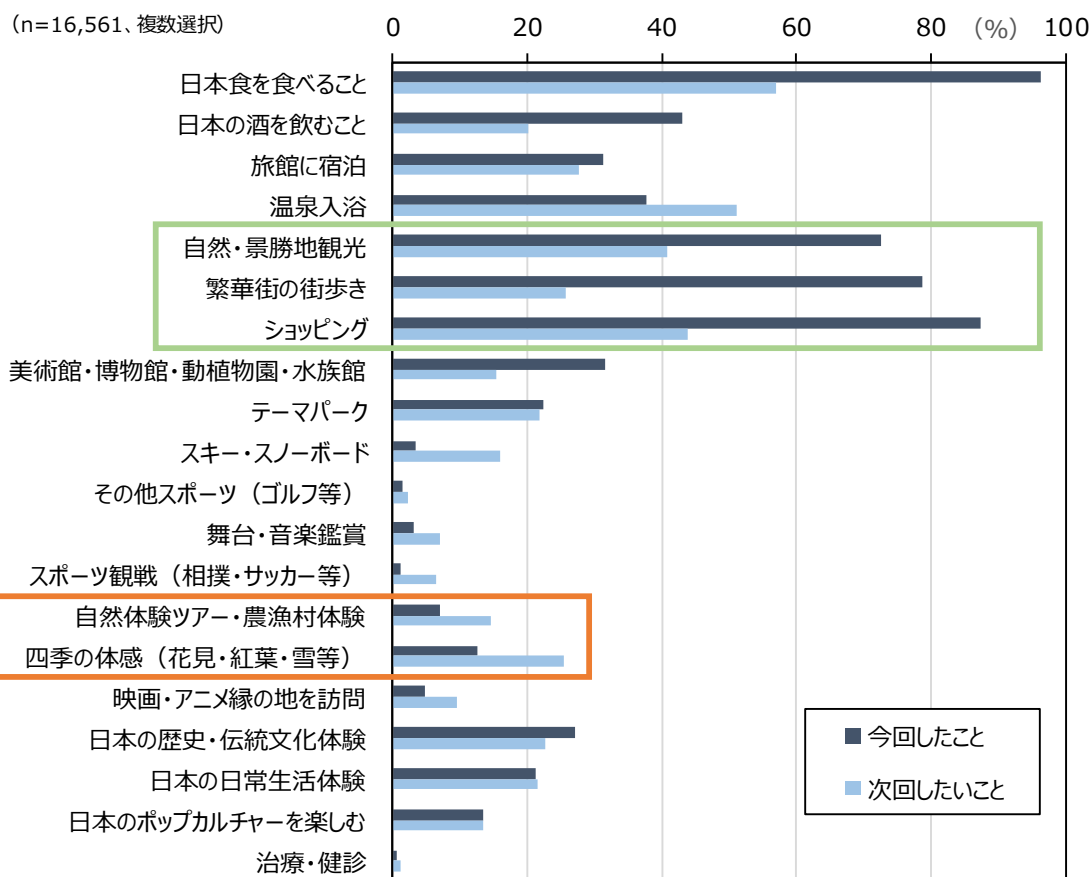
2) 「コト消費」への需要に対応し得る取り組み

前述の通り、本事例では、ゲスト募集に際して、「農業体験や農村体験等が提供できること」という条件が設けられた。同市の担当者によると、ホストからは、「田舎料理作り」や「すすき細工の作成」等の体験の提供が提案されたという。

こうした取組は、多様化する訪日外国人のニーズに対応し得るものとして重要であろう。観光庁の「2018年訪日外国人消費動向調査」によると、訪日外国人に項目別に「今回したこと・次回したいこと」を尋ねたところ、「自然体験ツアー・農漁村体験」については、「次回したいこと（14.5%）」が「今回したこと（6.9%）」を上回っていた。「自然・景勝地観光」、「繁華街の街歩き」、「ショッピング」等で、「次回したいこと」が「今回したこと」を下回っていたのとは対照的である（次頁・図表13）。日本観光に慣れた外国人観光客の間には、定番のルートでは飽き足らず、「四

季の体感」等も含め、日本の自然を体験したいという「コト消費」へのニーズが、一定程度存在していると推測される。

【図表 13：観光・レジャー目的の訪日外国人客の「今回したこと・次回したいこと」】



出所：観光庁「2018年訪日外国人消費動向調査」よりみずほ総合研究所作成

3) 「農泊」の展開に向けた素地の形成

「農村地域」と「体験型観光」の組み合わせは、同地域における今後の「農山漁村滞在型旅行（農泊）」の展開を想起させるものである。

神戸市においても、農村地域の人口は減少基調にあり、空き家や耕作放棄地の発生が問題となっている。このような問題の解決のため、地域資源を活用した「体験型観光」の提供により観光客を継続的に呼び込み、地域住民の所得向上に繋げる施策は重要とみられる。多くの茅葺き民家の存在や市街地への近接性は、同市の農村地域にとって「強み」である。こうした「強み」を基に、観光客の受け入れを段階的に拡大していくという目的に対して、既存の施設を活かすことができる「農泊」は親和性が高い。この観点からは、イベント民泊を、農泊等の宿泊事業の開始を企図する地域住民にとっての「試行的な取組」として位置付けることも可能であろう。

おわりに～イベントの機会を中長期的な観光振興に活かすために

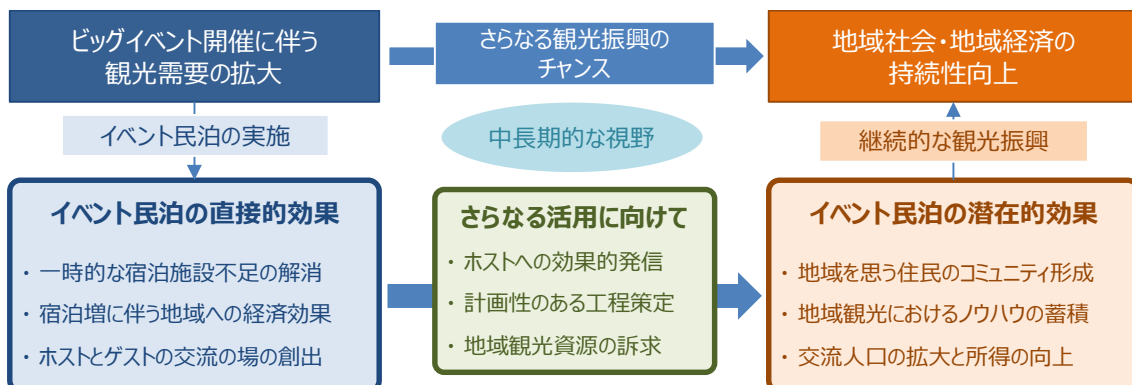
以上、東京 2020 に向けたイベント民泊課題と、その解決に資する取組について整理してきた。同制度の実施を企図する自治体には、①ホストの成り手との接点形成と丁寧な情報発信、②時間的制約を念頭においた早め早めのアクション、③地域観光に関する積極的なアピール、といった点を特に意識した取組が求められよう。

イベント民泊に期待される効果として、直接的には、「一時的な宿泊施設不足の解消」、「宿泊増に伴う地域への経済効果」、「ホストとゲストの交流の場の創出」等の点が挙げられよう。これらの時限的な要素だけでも、イベント民泊の制度的な趣旨は満たされていると考えられる。

しかしながら、東京 2020 のような「一生涯に一度」クラスのビッグイベントの機会を、中長期的な観光振興に活かさない手はない。その点、こうしたイベントを対象としたイベント民泊には、「地域を思う住民のコミュニティ形成」、「地域観光におけるノウハウの蓄積」、「交流人口の拡大と所得の向上」等のポテンシャルを意識した対応が望まれる。そこで得られた成果を中長期的な観光振興に活かし、地域社会・地域経済の持続性向上に繋げることこそ、本制度における大局的な目的であるべきだろう。(図表 13)。

本稿で取り上げた 3 つの事例の共通点は、ビッグイベントの機会を通じて、より長期的な取組の素地が形成されていることである。熊本県イベントホームステイでは、「今後民泊事業に参加したい・民泊事業を検討したい」とのホストの声が全体の 8 割を超えた。千葉市の「シェアリングエコノミー推進事業」は、住民が主体的に地域課題の解決に取り組む体制の構築を目指している。神戸市の「農村ホームステイ」は、農村地域の継続的振興を企図したアグリンバウンド推進事業の一環として実施された。東京 2020 を契機に、このような取組が面的に拡大し、各地における「住民参加型」の観光を一層盛り上げていくことが期待される。

【図表 13： イベント民泊を契機とした中長期的な観光振興のイメージ】



出所：みずほ総合研究所

**東京 2020 大会に向けたイベント民泊の可能性
～一時的な宿泊需要への対応の中で、いかにホームシェアリングの芽を育てるか～**

発行日：2019年12月10日

発行者：みずほ総合研究所株式会社

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル

【本資料に関するお問合せ先】

みずほ総合研究所株式会社 コンサルティング事業本部

社会・公共アドバイザー部 早乙女 輝美 (Teruyoshi Sotome)

Tel : 03-3591-8745 E-mail : teruyoshi.sotome@mizuho-ri.co.jp

- 本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。
- 本資料は当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。
- 本資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談下さい。